

News Letter 2025年9月号

# 工場などの「建物」も対象に 中小企業経営強化税制E類型が新設！



経営革新等支援機関推進協議会

# CONTENTS

- 1 中小企業経営強化税制とは
- 2 新設されたE類型
- 3 売上高100億円目指す宣言
- 4 経営力向上計画申請が必要
- 5 制度利用の流れ

## ① 中小企業経営強化税制とは

青色申告書を提出する中小企業者等が、2027年3月31日までの期間に、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

### 受けられる税制措置



#### 税額控除10%

即時償却と比べて最終的にかかる納税額が減る可能性が高くなっています。

または

#### 即時償却

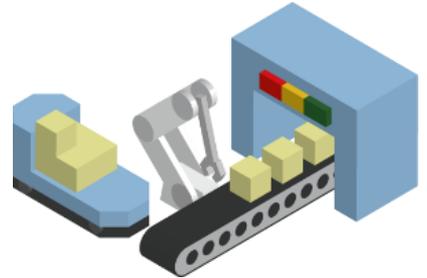
かかる金額を一括して処理できるため、その年の法人税の課税対象となる所得をおさえられます。

## ② 令和7年度改正で新設されたE類型(経営規模拡大設備等)

大規模な設備投資による売上拡大や企業規模の拡大を促進することを目的としており、特に、さらなる成長段階に入り**売上高100億円超を視野に事業拡大を計画している企業**にとって、**飛躍の後押しとなる制度**です。

**対象設備が拡大され、さらに使いやすく！**

- 従来対象外だった工場などの新設・増設に伴う設備投資も対象に！
- 「取得価額1,000万円以上の建物およびその附属設備」が追加



### ③ E類型詳細

建物本体＋附属設備(1000万円以上、新設・増設)が対象に！

対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度売上高:10億円超～90億円未満の法人</li> <li>「売上高100億円超を目指す」ロードマップを策定(個人事業主は対象外)</li> </ul>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械・装置:取得額160万円以上</li> <li>建物＋附属設備:新增設で1,000万円以上</li> </ul>
最低投資額	1億円以上 または 前年度売上高の5%以上、いずれか高い額
投資利益率	年平均7%以上
売上成長率	年平均10%以上を目指す計画
賃上げ要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与総額の増加:2.5%以上 → 償却15% or 控除1%</li> <li>給与総額の増加:5%以上 → 償却25% or 控除2%</li> </ul>
建物・附属設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上のための新設・増設が条件</li> <li>投資額上限:60億円まで</li> </ul>
中古・貸付資産	対象外(新品・自社用途に限る)

## ④ 売上高100億円を目指す宣言

「売上高100億円を目指す宣言」とは？



申請開始中: 2025年5月8日(木)~

中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という経営者の皆様にとって野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを、宣言するもの

### 「宣言・公表」のメリット

- 中小企業経営強化税制の拡充措置
- 中小企業成長加速化補助金申請が可能

設備投資等に活用いただける「宣言」が条件となる補助金申請が可能になります。

- 経営者ネットワークへの参加

「宣言」を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネットワークを構築します。また、「宣言」企業限定のイベント等にご参加いただけます。

- 「宣言」マークの活用による自社PR

「宣言」を行った企業だけが「ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。



## ⑤ E類型利用には経営力向上計画が必要

### 適用されるための3つの条件

- ✓ 中小企業者であること
- ✓ 対象となる事業内容の確認（電気業、熱供給業、水道業、娯楽業（映画業を除く）などは対象外）
- ✓ 適用には **経営力向上計画** の策定が必要

#### POINT

### 経営力向上計画に盛り込む3つのポイント

#### POINT ①

会社の現状分析（強み、弱み、課題）

#### POINT ②

経営力向上の目標（売上目標、生産性向上目標など）

#### POINT ③

目標達成のための具体的な取り組み

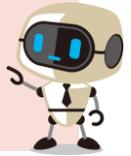
- 設備投資計画:どの設備を導入するか、費用はいくらか
- 人材育成計画:従業員のスキルアップ、人材確保
- その他:コスト削減計画、新商品開発計画など



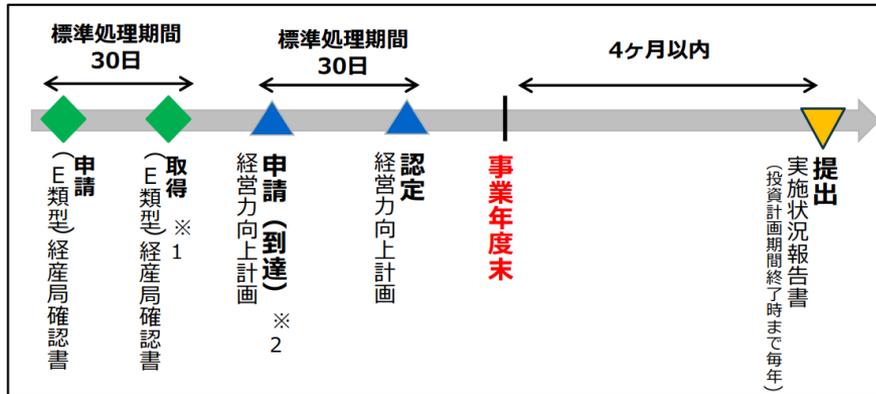
## ⑥ E類型制度利用の流れ

- 1 事前の準備・相談 / 経産局確認書申請・取得
- 2 経営力向上計画の策定・申請
- 3 計画の認定(標準処理期間は30日)
- 4 設備の取得
- 5 実施状況報告書提出

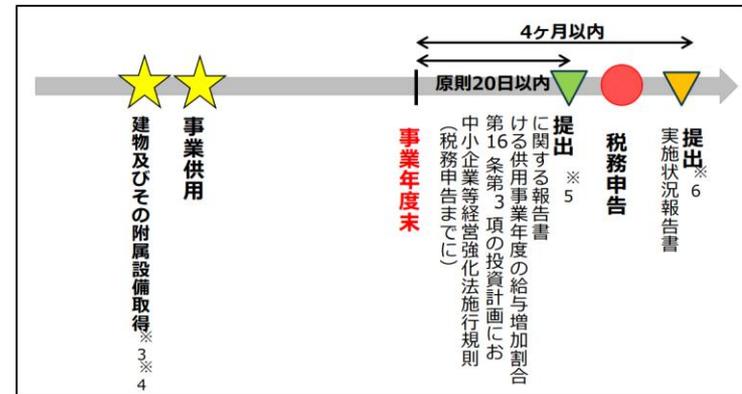
中小企業経営強化税制は  
スケジュールが大切です！  
設備投資を行う際は、  
事前に会計事務所へ  
相談するようにしましょう！



【1年目】



【建物及びその附属設備を取得する年度】



# 最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会